

岸和田市貝塚市清掃施設組合公告式条例

昭和41年10月11日

条例第4号

(この条例の目的)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に管理者が署名しなければならない。

2 条例の公布は、岸和田市貝塚市清掃施設組合（以下「組合」という。）の掲示場並びに岸和田市及び貝塚市の掲示場に掲示して行う。

(規則に関する準用)

第3条 前条の規定は、規則の公布について準用する。

(規程その他の公表)

第4条 規則を除くほか、管理者が定める規程その他を公表するときは、公表の前文、年月日及び管理者名を記入して管理者印を押さなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規定について準用する。

(その他の規則及び規程等の公表)

第5条 第2条の規定は、議会その他組合の機関（管理者を除く。以下同じ。）の定める規則について準用する。この場合において、同条第1項中「管理者」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、議会その他組合の機関の定める規程その他を公表するときに準用する。この場合において、同条第1項中「管理者名」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者の氏名」と、「管理者印」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

(規則及び規程の施行期日)

第6条 規則又は議会その他組合の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。